

第1種会費について

1. 目的 公益社団法人青森県観光国際交流機構の会費に関する規則第2条第3項の規定に基づき、「第1種会費」を定めるものである。

2. 金額等

(1) 県・市町村・民間別の負担区分

(単位：千円)

区 分	算定方法	金 額	備 考
県	全体事業費 (38,000) ×4/10	15,200	
市町村	全体事業費 (38,000) ×3/10	11,400	各市町村の負担額については、前年度の標準財政規模に応じ設定する。
民間 (広域団体及び企業)	全体事業費 (38,000) ×3/10	11,400	
計		38,000	

※ 全体事業費は、毎年度、本県観光振興上必要と認められる規模を、県等と協議のうえ総合的に勘案し設定する。

(2) 民間の負担内訳

(単位：千円)

内 訳	金 額	備 考
観光関係	2,480	
経済・産業関係	2,170	
運輸・交通関係	2,340	
報道機関	810	
金融関係	1,300	
上場企業	1,400	
連盟収益事業からの繰入	900	
計	11,400	

※ 民間負担額については、現行の負担額を基礎に、関係団体等と協議のうえ設定する。